

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則案について

教育政策課

1 改正の理由

長野県教育委員会事務局の組織改正及び行政不服審査法の全部改正等に伴い、
所要の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 教学指導課に全国高等学校総合文化祭推進室が付置されることに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 行政不服審査法の全部改正により、異議申立ての制度が廃止されることに伴い、委員会に付議する事項及び教育長又は教育次長が専決する事項について、所要の改正を行う。
- (3) 学校教育法の一部改正により、小中一貫教育を行う「義務教育学校」の制度が創設されることに伴い、教育事務所長が専決する事項について、所要の改正を行う。

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則案

長野県教育委員会事務処理規則（昭和46年長野県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「所（）」を「室若しくは所（）」に改める。

別表第1の(15)、別表第3の1の(5)及び同2の(9)中「、異議申立て」を削る。

別表第4中「課長が専決する事項」を「課長（室の長を除く。）が専決する事項」に改める。

別表第5の2の(3)中「中学校」の次に「及び義務教育学校」を加え、同(7)中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

教育政策課

長野県教育委員会事務処理規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>第3条 決裁権者は、前条の規定により決裁を行うに当たつて、その事務が他の本庁の課若しくは室若しくは所（現地機関及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関をいう。）又は知事の事務部局の課等若しくは現地機関の長（以下「課長等」という。）の権限に重大な関係があると認めるものについては、関係の課長等に合議しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（別表第1）（第4条関係） 委員会に付議する事項 （1）～（14） （略） （15） 許可、免除、免許、認可、承認、指定、取消し、禁止、停止、法人の解散等の行政処分及び審査請求その他の不服申立てに対する裁決等の処分のうち、紛争があるもの及び処分の結果そのおそれがあるもの</p> <p>（16）～（17） （略）</p> <p>（別表第3）（第6条関係） 教育長又は教育次長が専決する事項 1 教育長が専決する事項 （1）～（4） （略） （5） 許可、免除、免許、認可、承認、指定、取消し、禁止、法人の解散等の行政処分及び審査請求その他の不服申立てに対する裁決等の処分のうち異例なもの。ただし、現に紛争があるもの及び処分の結果そのおそれがあるものを除く。 （6） （略） 2 教育次長が専決する事項 （1）～（8） （略） （9） 審査請求その他の不服申立てに対する裁決等の処分のうち先例によるもの （10）～（12） （略）</p>	<p>第3条 決裁権者は、前条の規定により決裁を行うに当たつて、その事務が他の本庁の課若しくは所（現地機関及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関をいう。）又は知事の事務部局の課等若しくは現地機関の長（以下「課長等」という。）の権限に重大な関係があると認めるものについては、関係の課長等に合議しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（別表第1）（第4条関係） 委員会に付議する事項 （1）～（14） （略） （15） 許可、免除、免許、認可、承認、指定、取消し、禁止、停止、法人の解散等の行政処分及び審査請求、<u>異議申立て</u>その他の不服申立てに対する裁決等の処分のうち、紛争があるもの及び処分の結果そのおそれがあるもの</p> <p>（16）～（17） （略）</p> <p>（別表第3）（第6条関係） 教育長又は教育次長が専決する事項 1 教育長が専決する事項 （1）～（4） （略） （5） 許可、免除、免許、認可、承認、指定、取消し、禁止、法人の解散等の行政処分及び審査請求、<u>異議申立て</u>その他の不服申立てに対する裁決等の処分のうち異例なもの。ただし、現に紛争があるもの及び処分の結果そのおそれがあるものを除く。 （6） （略） 2 教育次長が専決する事項 （1）～（8） （略） （9） 審査請求、<u>異議申立て</u>その他の不服申立てに対する裁決等の処分のうち先例によるもの （10）～（12） （略）</p>

改正案	現行
<p>(別表第4) (第6条関係) <u>課長(室の長を除く。)</u>が専決する事項 (1)～(3) (略)</p> <p>(別表第5) (第7条関係) 所の長が専決する事項 2 教育事務所長が専決する事項 (1)～(2) (略) (3) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)附則第2項の規定による免許教科以外の教科担任の許可(市町村立(市町村学校組合立を含む。(7)において同じ。)の中学校<u>及び義務教育学校</u>の教諭に係るものに限る。)に関すること。 (4)～(6) (略) (7) 市町村立の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>及び特別支援学校の非常勤講師として派遣する非常勤職員の任免に関すること。</p>	<p>(別表第4) (第6条関係) <u>課長</u>が専決する事項 (1)～(3) (略)</p> <p>(別表第5) (第7条関係) 所の長が専決する事項 2 教育事務所長が専決する事項 (1)～(2) (略) (3) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)附則第2項の規定による免許教科以外の教科担任の許可(市町村立(市町村学校組合立を含む。(7)において同じ。)の中学校の教諭に係るものに限る。)に関すること。 (4)～(6) (略) (7) 市町村立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤講師として派遣する非常勤職員の任免に関すること。</p>